

令和4年度 償却資産（固定資産税）の申告について

平素から市税につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第383条の規定により、固定資産税の納税義務のある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在する市町村に申告していただくことになっております。

つきましては、こちらの要領を参照の上、期限までに申告してくださいませようお願いいたします。

1 申告書の提出期限

令和4年1月31日（月）

2 申告書の提出先及び問い合わせ先

〒389-2292 長野県飯山市大字飯山1110-1 飯山市役所 総務部 税務課 資産税係 電話0269-67-0723（内線164）

3 申告の対象になる償却資産とは

会社や個人の方が、事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産（構築物、機械・設備、器具、備品など）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいい、具体的には次のとおりです。

- (1) 令和4年1月1日現在、飯山市内に所有している資産。
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）であっても、1月1日現在、事業の用に供している資産。
- (3) 赤字等のため減価償却を行っていない資産や耐用年数を経過した帳簿上残存価格のみ計上されている資産。
- (4) 資産の所有者が他の者に貸し付けて、事業のために用いられている資産。
- (5) 遊休・未稼働の資産であっても、いつでも稼働できる状態にある資産。
- (6) 資産の価値を増加させるための修理費、改良費。
- (7) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その全部又は一部が1月1日までに完成しているもの

- (8) 家屋の附属設備のうち、家屋に取り付けられ家屋と一体となっている建物附属設備は、原則として家屋に含めて取り扱われますが、家屋本来の目的とは別の用途を目的とするもの、又は借店舗等に付加した店内設備等については償却資産として扱われます。

参考 《固定資産の申告》

地方税法 第383条

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価格その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに、当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。(一部省略)

4 償却資産の種類

次表を参照に、資産の種類別に申告書及び明細書を作成してください。

資産の種類	課税客體
第1種 (構築物)	駐車場等の舗装、看板、門、フェンス、塀、外灯、家屋として評価しない建物付属設備等
第2種 (機械及び装置)	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、農業作業用機械、その他各種産業用機械及び装置等
第3種 (船舶)	漁船、ボート、貨物船等
第4種 (航空機)	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種 (車両及び運搬具)	フォークリフト等の大型特殊自動車(「0」又は「9」ナンバーの車両) ※大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税客體)の区別は、次の要件に一つでも該当する場合は、大型特殊自動車になります。 1 農耕作業用自動車で最高速度35km/h以上のもの 2 農耕作業用自動車以外のもの (1) 最高速度15km/hを超えるもの (2) 自動車の長さが4.7mを超えるもの (3) 自動車の幅が1.7mを超えるもの (4) 自動車の高さが2.8mを超えるもの ※自動車税又は軽自動車税の課税客體である自動車は対象外
第6種 (工具、器具及び備品)	机、椅子、棚、ロッカー、OA機器、テレビ、エアコン 冷暖房機器、陳列ケース、レジスター等

5 申告の対象にならないもの

- (1) 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車。（地方税法341条第1項第4号）
- (2) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、所得税法又は法人税法による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されたもの。
（少額の減価償却資産：所得税法施行令138条、法人税法施行令133条）
- (3) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法による所得の計算上、一括して3年間で損金又は必要な経費に算入されたもの。
（一括償却資産：所得税法施行令139条、法人税法施行令133条の2）

6 申告方法

計算業務の一部をコンピューターにより処理しておりますので、申告書の記載方法につきましては、申告書の記載例を参考に作成してください。

なお、増加や減少のある場合は、**増加資産、減少資産の内訳が明確にわかるよう**申告してください。

(1) 前年度に申告された方

前年中に資産の異動があった場合は、増加資産又は減少資産の各明細書に記載し、提出してください。

また、前年前に取得した資産名等に誤りがある場合は、種類別明細書（一覧表）に朱色で訂正箇所を二重線で消し訂正してください。

なお、資産の内容が前年と変更がない場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の18備考欄にその旨を記入して提出してください。

(2) 初めて申告される方

今回初めて申告される方は、全資産を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載し、償却資産申告書（償却資産課税台帳）と合わせて提出してください。

償却資産がない場合は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の18備考欄にその理由を記載して、必ず提出してください。（例：償却資産なし等）

(3) 課税標準の特例について

地方税法に基づく課税標準の特例（軽減措置）の適用を受ける場合は、特例に係る届出書を提出してください。

(4) 過疎法に係る課税免除について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除の適用を受ける場合は、関係申請書類を提出してください。

(5) 提出書類

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
 - 種類別明細書（増加資産・全資産用）
 - 種類別明細書（減少資産用）
 - 課税標準特例等を受ける場合は、関係書類一式
- ※郵送で提出する場合、申告書の控えに受付印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(6) 電子申告（エルタックス eLTAX）での申告

オフィスや自宅からインターネットで償却資産申告書の提出ができます。

電子申告で提出される場合は、エルタックス（地方税ポータルシステム）のホームページから所定の手続きに従って利用届出の登録を行い、申告データを送信してください。

電子申告に関する手続きは、エルタックスのホームページか下記へお問い合わせください。

エルタックス ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
お問い合わせ窓口 TEL 0570-081459（つながらない場合は、03-5521-0019）
受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始12/29～1/3は除く）

7 その他

- (1) 納税義務者は、毎年1月1日現在の償却資産の所有者です。
- (2) 固定資産税の税率は、100分の1.4%です。（税額＝課税標準額×1.4/100）
- (3) 課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
ただし、申告書は資産の多少にかかわらず必ず提出してください。
- (4) 虚偽の申告や不申告は、地方税法及び市税条例の規定により、罰則や過料が科せられます。（地方税法385条、386条等）
- (5) 納税は、年4回（4月、7月、12月、翌年2月）の納期に分けて納めていただきます。
納税通知書と納付書は4月上旬に送付します。